「大阪ゴム指数、東穀粗糖ＯＰ－ｃ」を「中部大阪ガソリン、ＮＹＭＥＸ原油」に改め、同表の備考2㈢から㈥までの規定中「商品先物取引」を「商品先物取引等」に改め、同表の備考2㈦中「商品先物取引の数量」を「商品先物取引等の数量及びその単位」に改め、同表の備考2㈧から㈩までの規定中「商品先物取引等」を「商品先物取引」に改め、同表の備考2㈪中「欄には、」の次に「商品先物取引の差金等決済について提出する場合にあつては、」を「支払調書」と」の次に「、外国商品市場取引の差金等決済について提出する場合にあつては「外国商品市場取引に関する支払調書」と、店頭商品デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「店頭商品デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ」を加え、同表の備考2㈫中「商品先物取引」を「商品先物取引等」に改め、同表の備考3中「を、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」を「を、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引等」という。）」に改め、同表の備考3㈡中「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引等」に改め、「金融商品取引所」の次に「（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。）」を「円３ヵ月金利ＯＰ」の次に「、ＣＭＥ日経225先物（円建て）」を加え、同表の備考3㈢中「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引等」に改め、「権利放棄」の次に「、決済」を加え、同表の備考3㈣から㈥までの規定中「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引等」に改め、同表の備考3㈥中「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の数量」を「市場デリバティブ取引等の数量及びその単位」に改め、同表の備考3㈧から㈩までの規定中「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引等」に改め、同表の備考3㈩中「市場デリバティブ取引に関する支払調書」と」の次に「、外国市場デリバティブ取引に関する支払調書」と」を加え、同表の備考3㈩中「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引」を「市場デリバティブ取引等」に改め、同表の備考4㈡中「行つた」の次に「金融商品取引法第２条第16項に規定する」を加え、同表の備考4㈦中「の数量」の次に「及びその単位」を加える。

別表第六㈠の表中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同表の備考2㈨㈠中「第41条の16第２項」を「第41条の16第１項」に改め、同表の備考2㈨㈢中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同表の備考2㈨㈤中「租税特別措置法第41条の16第１項の規定に該当する特別障害者」を「法第85条第２項に規定する同居特別障害者」に改め、同表の備考2㈩中「生命保険料の金額及び個人年金保険料」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料」に改め、「、当該合計額のうちに個人年金保険料の金額に係る控除の額がある場合には」を削り、「欄にその旨及び」を「欄には、」に、「個人年金保険料の金額を」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額を、それぞれ」に改め、同表の備考2⑴㈠中「（当該年月日が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第１項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）」を削る。

別表第六㈡の表中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同表の備考2㈦中「扶養親族」を「控除対象扶養親族の」に改め、同表の備考2㈦㈡中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同表の備考2㈦㈢中「記載する」を「記載し、当該特別障害者のうちに法第85条第２項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八十三条第二項第五号の改正規定　平成二十二年六月１日

二　第１条第１項の改正規定、第七十三条第１項の改正規定、第七十四条第１項第二号の改正規定、第七十七条の三第１項の改正規定、第九十条の五第１号の改正規定（「規定する市場デリバティブ取引」の下に「若しくは外国市場デリバティブ取引」を加える部分に限る。）、第九十三条の改正規定（同条第１項第八号中「生命保険料の金額、個人年金保険料」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料」に改める部分を除く。）、第九十四条の二第１項の改正規定、別表第五(三十一)の表の改正規定（「商品取引員等」を「商品先物取引業者」に改める部分を除く。）、同表の備考１の改正規定（「市場デリバティブ取引」という。）の次に「若しくは外国市場デリバティブ取引（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。）」を加える部分、「若しくは店頭デリバティブ取引」を「若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引」に改める部分及び「、店頭デリバティブ取引」を「、外国市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引」に改め、「（以下この表において「金融商品取引所」という。）」を削る部分に限る。）、同表の備考３の改正規定、同表の備考４の改正規定、別表第六㈠の改正規定（同表の備考2㈢に係る部分を除く。）及び別表第六㈢の改正規定並びに附則第三条第四項、第六項及び第八項並びに第四条の規定（所得税法施行規則の１部を改正する省令（平成十八年財務省令第十八号）附則第五条中「第九十三条第１項第八号」を「第九十三条第１項第九号」に改める部分を除く。）　平成二十三年１月１日

三　第四十条の五（見出しを含む。）の改正規定、第四十条の六（見出しを含む。）の改正規定、第四十七条の二の改正規定、第七十五条の改正規定、第七十六条の改正規定、第九十三条第１項第八号の改正規定（同号を同項第九号とする部分を除く。）、別表第三(一)の改正規定（同表の備考25に係る部分に限る。）及び別表第六㈠の改正規定（同表の備考2㈢に係る部分に限る。）並びに附則第三条第１項及び第七項並びに第四条の規定（所得税法施行規則の１部を改正する省令（平成十八年財務省令第十八号）附則第五条中「第九十三条第１項第八号」を「第九十三条第１項第九号」に改める部分を除く。）　平成二十四年１月１日

四　第八十１条の三十六第四項から第九項までの改正規定、第九十条の五の改正規定（同条第11号中「規定する市場デリバティブ取引」の下に「若しくは外国市場デリバティブ取引」を加える部分を除く。）、別表第五(三十一)の表の改正規定（「商品先物取引業者」に改める部分に限る。）、同表の備考１の改正規定（「第90条の５第１項」を「第90条の５」に改める部分、「市場デリバティブ取引」という。）」の次に「若しくは外国市場デリバティブ取引（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。）」を加える部分、「若しくは店頭デリバティブ取引」を「若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引」に改める部分及び「、店頭デリバティブ取引」を「、外国市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引」に改め、「（以下この表において「金融商品取引所」という。）」を削る部分を除く。）及び同表の備考２の改正規定並びに附則第三条第五項の規定　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十１年法律第七十四号）の施行の日

（支払調書に関する経過措置の対象となる契約）

第二条　所得税法施行令の１部を改正する政令（平成二十二年政令第五十号）附則第七条第三号（支払調書に関する経過措置の対象となる契約）に規定する財務省令で定めるものは、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第１項第四号（組合員の生活の共済を図る事業）の事業を行う全国労働者共済生活協同組合連合会の締結した共済に係る契約とする。